

令和 7 年 2 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 27 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和7年2月27日(木)
午前9時30分開会 午前10時48分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 92 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 93 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 94 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 95 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第 96 号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第 97 号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第 98 号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 99 号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 100 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 101 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 102 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 103 号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 104 号 豊橋市農地移動適正化あっせん基準の改定について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 4 号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 5 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 6 号 現況証明について
- 報告第 7 号 農地基本台帳の登載について

報告第 8 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の
公示について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 23 番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 2 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私
が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願致します。

議 長 本日、23 番 森下秋吉委員 から欠席の届出がありましたので、よろし
くお願いたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたしま
す。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、
私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認め、
議席番号 18 番 藤村やすよ委員、同 19 番 前田裕子委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査、20 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

野依町地内に使用貸借による権利を設定する案件は、所有農地の管理不足により許可要件を満たさなかったため、2月26日に取下願の提出がありました。

番号9番の案件について、石巻町地内2筆の農地を現地調査したところ、森林であり、農地として活用することが難しく、申請者が非農地として所有権を移転することとしたため、申請から除いております。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番から5番までの案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしく願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、12 日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会では 4 条 2 番で申請のあった野依町での営農型太陽光発電設備の案件について、補正期間内に添付書類が整わなかったため、2 月 17 日付けで取下願の提出がありました。議案からは削除しています。

資料 1 3 ページ 番号 1 番の住宅の案件について、書類説明会後に申請地にカーポートを追加で建築する計画に変更となった旨、行政書士より連絡がありました。計画変更後の配置図を確認したところ、追加で建築するカーポートによる、隣接農地への日影の影響はないものと考えられるため、周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

6 ページ番号 17 番の建設資材等の置場として、すでに使用されている案件ですが、現地調査時に建築物があったため、都市計画法の手続きの可否について、建築指導課と調整中でした。書類説明会後に事業者が建築物を撤去し、都市計画法の規制対象外となったことを建築指導課へ確認しました。

番号 18 番の土砂資材等の置場として、すでに使用されている案件ですが、現地調査時に土砂の堆積が 3m 以上あったため、盛土規制法の手続きの要否について、建築指導課と調整中でした。書類説明会後に事業者が土砂の堆積の高さを 2m 以下に抑えるよう造成し、盛土規制法の規制対象外となったことを建築指導課へ確認しました。

その他変更・取下げ等はありません。よろしくおねがいます。

議 長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長

資料 1 議案第 92 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 92 号、1 ページから 2 ページまでをご覧ください。

番号 1 番から 8 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きますして 同じく資料1 議案第93号
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第93号、3ページをお願いします。
番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立
地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と
同一である案件です。
一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋
市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しま
した。

議 長 続きますして 同じく資料1 議案第94号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から19番までの19件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第94号、4ページから6ページをお願いします。
番号1番から19番までの19件につきましては、書類説明会時にご説明し
たとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見
込まれます。
補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号9番・17番・18番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・7番・8番・10番・13番・16番・18番・19番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・4番から6番・9番・12番・14番・15番です。

番号11番・17番は隣地の承諾がとれなかった旨の経過書の添付があります。隣地農地所有者へ連絡を取ろうとしたが、応答がなく、承諾がとれなかったとのことでした。隣接農地は不耕作状態であり、現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、番号7番・8番が営農型太陽光の案件で3年間、番号11番が高速道路の工事に伴う資材置場等の案件で13ヵ月間の計画です。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第95号

「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第95号、7ページをお願いします。

番号1番については、工場等を建設するため令和5年4月11日付けで許可を得ておりますが、許可取得後に新たに工場1棟の建築等の変更をすることになったものです。

計画変更後の配置図を確認したところ、追加で建築する工場による、隣接農地への日影の影響はないものと考えられるため、周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませぬか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 96 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第 96 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があつたもののうち、3 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 3 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 12 件 21 筆 18,093.00 ㎡でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

委員
議長
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長
議長
「異議なし」
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 97 号
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

農業企
画課
所有権移転の番号 1 番から 15 番までの 15 件を一括上程いたします。
なお、番号 11 番は杉浦委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課
はい、議長。
議案第 97 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-2、4 ページから 8 ページをご覧ください。

議 長
農地流動化の申出があったもののうち、1 月 29 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

議 長
今回の案件につきましては、15 件 36 筆 51,361 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 11 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思っております。
まず、番号 11 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長 続きまして、番号 11 番を除く 14 件を一括審議いたします。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 98 号「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 98 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、4 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別紙資料 1-2 をご覧ください。9 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 1 件 4 筆 3,988.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 99 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号 1 番から 18 番までの 18 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画課 議案第 99 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。
別添資料 1-2 をご覧ください。10 ページから 12 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 4 月 1 日付で利用権が移転する案件が 18 件 76 筆 59,699.00 m²でございます。
ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すこ

とに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして 資料1に戻り 議案第100号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第100号 8ページをご覧ください。

議案第100号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第101号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 101 号 9 ページから 10 ページをご覧ください。
議案第 101 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 7 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 102 号
「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 102 号 11 ページをご覧ください。
議案第 102 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 5 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第103号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。
なお、番号1番は夏目委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。
夏目委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第103号 12ページをご覧ください。
番号1番から4番の4件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号1の1件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思えます。
まず、番号1番の1件を審議いたします。夏目委員は退席してください。

〈夏目委員 退席〉

それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

夏目委員は復席してください。

〈夏目委員 復席〉

議長 続きまして、番号1番を除く3件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料1-3 議案第104号

「豊橋市農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

資料1-3をご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業とは農業委員会が農業振興地域の農用地について売りたい人と受け手を結び付ける事業です。

農地銀行での農地の売買は、農業経営基盤強化促進法の法改正により、制度が廃止となり、令和7年1月末までの申請を最後に所有権の移転が出来なくなりました。

農地銀行による所有権の受け皿として、現在考えられる方法については、中間管理事業による所有権の移転又は、今回基準の改正を行う農地移動適正化あっせん基準となります。これら2つの事業に関しては、これまで農地銀行の土地所有者の利点である800万円の控除が同じく適用される制度となります。

あっせん基準についてですが、昭和46年に基準が制定されておりましたが、現在は、農地銀行による所有権移転手続が恒常的に行われており、あっせんの実施はされていないのが現状となります。

中間管理事業による所有権の移転に関しては、現在も正式な事業概要やその要件がいまだに示されていませんが、あっせん基準に関しては、4月から施行される農業振興地域の整備に関する法律の地域計画にあっせん基準の要件を反映する必要性があり、4月1日から改正後のあっせん基準が施行できるように改正を行います。

農地利用適正化あっせん事業について、どのような事業であるかご存じでない方も多いかと思っておりますので、あっせん基準とは別に配布している概要資料にて、事業内容を御説明させていただきたいと思っております。左上に「農地移動適正化あっせん事業の概要」と記載された資料を御覧ください。

アに記載のあっせん事業の趣旨について、第1条に記載がありますが、農業委員会法に基づき、農地保有の合理化を推進するため、農業委員会が農業振興地域内の農用地の権利移動を行うものです。先ほど述べましたとおり、あっせん基準をとおした所有権の移転は、800万円の控除の対象となります。

イの事業内容としましては、農地等の所有者等からあっせんを受けたい旨の申出を受けた際は、農業委員会から農業委員又は農地利用最適化推進委員を1名以上指名し、指名された方は、あっせん委員としてあっせんを実施する旨が、第7条第1項及び第9条に記載されています。実施にあたる運用方法については、今後、皆様の御意見を伺いながら詰めていきたいと考えております。

続いて、ウからは、あっせん基準の要件等を表形式で記載をしています。

上から順に、権利移動の相手方となる者は、あっせん譲受け等候補者名簿の中から1名以上選定し、あっせん基準に適合することを確認の上、選定していきます。名簿は、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者となりますが、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者から選定をすることとなります。このことは、第4条及び第7条に記載されています。

続いて、権利を取得させるべき者の要件ですが、右欄別表の経営面積を超える者、農業用機械の保有等の営農水準が見込める者、農用地利用計画（色地）に従って適正農地を利用する者の3つを要件としています。基準面積については、豊橋市の独自の基準を設定していますが、農業センサス

の結果などを基にした農地取得後の経営面積の基準面積を定めています。
この基準面積を超える農業を担う者があつせんの対象になります。

このことは、第3条第1項に記載があります。

次に、あつせんに関して、認定農業者及び認定就農者が優先される旨が第3条第2項に記載があります。

次に、権利取得者が2人以上いる場合は、右欄の5項目からあつせんする者の順位をつけていく旨が第3条第3項に記載があります。

次に地域計画の区域内の農地をあつせんする場合の基準がありますが、本市は、地域計画の区域が農業振興地域内の農用地となりますので、あつせんするすべての事案が対象となります。こちらは、第3条第4項に記載があります。

次にあつせんを行わない場合ですが、すでに相手が指定決まっている場合は、あつせんが認められません。また、不動産業者等が介入している場合も同様となります。こちらは、第6条に記載されております。

次にあつせんを打ち切る際の要件ですが、あつせんが成立する見込みがないと思われる場合や先ほどのあつせんを行わない場合の要件に該当することがわかった時点であつせんを打ち切ることとなります。

あつせん基準の概要の説明は、以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議 長 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料1 13ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を
持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に14ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から 15 ページ 8番までの8件、及び16ページからの報告第3号の番号1番から 20 ページ 32番までの32件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に21ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から 4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に22ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から 26 ページ 30番までの30件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に27ページをお願いします。

報告第6号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、17日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番及び2番とも雑種地でした。

次に28ページをお願いします。

報告第7号の番号1番から2番までの2件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、21日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に29ページをお願いします。

報告第8号「所有者不明農地の公示について」ご説明いたします。対象農地は下条西町及び下条東町地内の4筆、計3,092㎡になります。こちらは、平成30年の基盤法、農地法の改正により所有者不明農地の活用が図られた制度で、本市につきましては初めての適用となります。

本制度は農地の利用状況調査で把握した遊休農地や耕作者不在農地、死亡や引退等により耕作者が不在となることが見込まれ、遊休化の恐れがある農地を農地中間管理機構に貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。農業委員会が探索する範囲は登

記名義人の配偶者と子までに限定されております。探索によって所有者が判明しなかった場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が利用権を設定します。この制度は大きく分けて、所有者が1人も判明しない場合や、相続放棄されている場合は農地法、共有者の1人でも判明している場合は農地中間管理事業の推進に関する法律、基盤法により手続きを行います。今回の案件につきまして、相続人全員が相続放棄し、相続財産清算人が選任されていないことが確認されたことから今回農業委員会による公示について報告案件させていただきました。今後のスケジュールですが、公示を2か月間行い、公示によって異議の申し出がなければその旨を中間管理機構に通知します。その後、中間管理機構から県に裁定の申請を行い、裁定の申請を受けた県は当該農地の情報等を公告し、所有者等からの意見書の提出期間を設け、その後、利用権の設定をすべき旨の裁定がされこれを公告します。その後中間管理機構への利用権が設定され、その後、耕作者に利用権が設定されるスケジュールとなります。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前10時22分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。 (午前10時27分再開)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時48分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年2月27日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 18 番 藤村やすよ 委員)

議事録署名者
(議席番号 19 番 前田 裕子 委員)